

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局事務分掌規程（平成16年旭医大達第24号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）第13条第2項の規定に基づき、旭川医科大学事務局各課に置かれる係の事務分掌を定める。</p> <p>(総務課)</p> <p>第2条 総務課にその事務を分掌させるため、次の7係を置く。</p> <p>(1) 総務係</p> <p>(2) 文書法規係</p> <p>(3) <u>一般教育事務係</u></p> <p>(4) <u>企画係</u></p> <p>(5) <u>点検評価係</u></p> <p>(6) <u>国際企画係</u></p> <p>(7) <u>広報・社会連携係</u></p>	<p>(略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）第13条第2項の規定に基づき、旭川医科大学事務局各課に置かれる係の事務分掌を定める。</p> <p>(総務課)</p> <p>第2条 総務課にその事務を分掌させるため、次の7係を置く。</p> <p>(1) 総務係</p> <p>(2) 文書法規係</p> <p>(3) <u>臨床研修係</u></p> <p>(4) <u>一般教育事務係</u></p> <p>(5) <u>広報基金係</u></p> <p>(6) <u>企画係</u></p> <p>(7) <u>点検評価係</u></p>

第3条 総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 学長選考・監察会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会その他の会議に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 事務組織の改善及び合理化に関すること。
- (5) 会議室の使用に関すること。
- (6) 渉外に関すること。
- (7) 学内の警備取締りに関すること。
- (8) 学内駐車場の運用に関すること。
- (9) 危機管理に関すること。
- (10) 防災に関すること。
- (11) 解剖体の受入事務に関すること。

(12) 役員の秘書事務に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。（新設）

(13) 学術団体等との連絡に関すること。

(14) 放射性同位元素等の取扱いに関すること。

(15) 掲示に関すること。

(16) その他総務課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。

第4条 文書法規係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 規則（学則を含む。）その他諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 情報公開に関すること。
- (4) 個人情報に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第3条 総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 学長選考・監察会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会その他の会議に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 事務組織の改善及び合理化に関すること。
- (5) 会議室の使用に関すること。
- (6) 渉外に関すること。
- (7) 学内の警備取締りに関すること。
- (8) 学内駐車場の運用に関すること。
- (9) 危機管理に関すること。
- (10) 防災に関すること。
- (11) 解剖体の受入事務に関すること。

(12) 学術団体等との連絡に関すること。

(13) 放射性同位元素等の取扱いに関すること。

(14) 掲示に関すること。

(15) その他総務課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。

第4条 文書法規係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 規則（学則を含む。）その他諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 情報公開に関すること。
- (4) 個人情報に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

- (5) 訟務に関すること。
- (6) 法人文書類の発受及び審査に関すること。

(削除)

第5条 一般教育事務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 一般教育に所属する教員に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 一般教育に係る文書の収受に関すること。
- (3) その他一般教育の事務に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。

(削除)

第6条 企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学運営に係る施策に関する総合的な調整に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画に関すること。
- (3) 統計調査その他諸報告に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。

- (5) 訟務に関すること。
- (6) 法人文書類の発受及び審査に関すること。

第5条 臨床研修係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研修医及び卒後臨床研修プログラムに関すること。
- (2) 卒後臨床研修関係の各種申請等の事務に関すること。
- (3) 研修管理委員会に関すること。
- (4) 卒後臨床研修センターに関すること。
- (5) 専門医育成・管理センターに関すること。
- (6) 研修医に係る第11条第1号及び第4号から第7号までに掲げる事務を処理すること。
- (7) その他卒後臨床研修に関すること。

第6条 一般教育事務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 一般教育に所属する教員に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 一般教育に係る文書の収受に関すること。
- (3) その他一般教育の事務に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。

第7条 広報基金係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の広報活動に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 旭川医科大学基金に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。

第8条 企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学運営に係る施策に関する総合的な調整に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画に関すること。
- (3) 統計調査その他諸報告に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。

- (4) インスティテューショナル・リサーチ室の事務に関する事。
- (5) 地域共生医育センターの事務に関する事。
- (6) 看護職キャリア支援センターの事務に関する事。

第7条 点検評価係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の教育研究活動等の点検及び評価に関する事。
- (2) 教員の評価に関する事。
- (3) 大学ポートレートに関する事。
- (4) 法人評価、認証評価その他の外部評価に関する事。

第8条 国際企画係においては、次の事務をつかさどる。(新設)

- (1) 国際交流推進センターの事務に関する事。(新設)
- (2) 留学生及び外国人研究者向け借上宿舎の事務に関する事。(新設)
- (3) 海外機関との連絡調整及び文書の取り交わしに関する事。(新設)
- (4) その他国際連携及び国際交流に関する事。(新設)

第9条 広報・社会連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本学の広報活動に関する事(他の課及び係の所掌に属するものを除く。)(新設)
- (2) 旭川医科大学基金に関する事(他の課及び係の所掌に属するものを除く。)(新設)
- (3) 地域住民等の生涯学習に関する事。(新設)
- (4) 地域連携に関する事。(新設)
- (5) 同窓会との連携に関する事。(新設)

(人事課)

第10条 人事課にその事務を分掌させるため、次の4係を置く。

- (4) インスティテューショナル・リサーチ室の事務に関する事。
- (5) 地域共生医育センターの事務に関する事。
- (6) 看護職キャリア支援センターの事務に関する事。

第9条 点検評価係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の教育研究活動等の点検及び評価に関する事。
- (2) 教員の評価に関する事。
- (3) 大学ポートレートに関する事。
- (4) 法人評価、認証評価その他の外部評価に関する事。

(人事課)

第10条 人事課にその事務を分掌させるため、次の4係及び専門職員(安全衛生担当)を置く。

- (1) 人事第一係
- (2) 人事第二係
- (3) 労務管理係
- (4) 給与共済係

第11条 人事第一係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の任免に関する事（他の係の所掌に属するものを除く。次号から第7号までにおいて同じ。）。
- (2) 職員の定数の管理及び運用に関する事。
- (3) 勤務評定に関する事。
- (4) 人事記録に関する事。
- (5) 給与及び諸手当の決定に関する事。

(削除)

- (6) 退職手当に関する事。
- (7) 共済組合の長期給付に関する事。
- (8) 出張に関する事。
- (9) 職員の海外渡航に関する事。
- (10) 職員の研修に関する事。
- (11) 第1号から第5号に掲げる事務の取りまとめに関する事。
- (12) その他採用に関する事。

第12条 人事第二係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教員に係る前条第1号から第7号までに掲げる事務を処理すること。
- (2) 医員及び研修医に係る前条第1号及び第4号から第6号までに掲げる事務を処理すること。
- (3) 前条第5号から第7号までに掲げる事務の取りまとめに関する事。

- (1) 人事第一係
- (2) 人事第二係
- (3) 労務管理係
- (4) 給与共済係

第11条 人事第一係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の任免に関する事（他の係の所掌に属するものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。）。
- (2) 職員の定数の管理及び運用に関する事。
- (3) 勤務評定に関する事。
- (4) 人事記録に関する事。
- (5) 給与及び諸手当の決定に関する事。

(6) 職員の災害補償に関する事。

- (7) 退職手当に関する事。
- (8) 共済組合の長期給付に関する事。
- (9) 出張に関する事。
- (10) 職員の海外渡航に関する事。
- (11) 職員の研修に関する事。
- (12) 第1号から第5号に掲げる事務の取りまとめに関する事。
- (13) その他採用に関する事。

第12条 人事第二係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教員に係る前条第1号から第8号までに掲げる事務を処理すること。
- (2) 医員に係る第11条第1号及び第4号から第6号までに掲げる事務を処理すること。
- (3) 前条第5号から第8号までに掲げる事務の取りまとめに関する事。

(4) その他給与に関する事。

第13条 労務管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の服務に関する事。
- (2) 職員の労働時間及び休暇に関する事。
- (3) 職員の兼業に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 職員の健康管理に関する事。 (新設)
- (6) 栄典及び表彰に関する事。
- (7) 職員の懲戒に関する事。
- (8) 宿日直に関する事。
- (9) 医師派遣室に関する事。
- (10) 職員の災害補償に関する事。 (新設)
- (11) 安全衛生委員会に関する事。 (新設)
- (12) その他労務管理に関する事。

第14条 給与共済係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 給与関係予算の経理に関する事。
 - (2) 給与及び諸手当の支給に関する事。
 - (3) 所得税等の徴収に関する事。
 - (4) 共済組合、社会保険及び雇用保険に関する事。
 - (5) 職員のマイナンバーの届出に関する事。 (新設)
- (削除)

(研究支援課)

第15条 研究支援課にその事務を分掌させるため、次の3係を置く。

(4) その他給与に関する事。

第13条 労務管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の服務に関する事。
- (2) 職員の労働時間及び休暇に関する事。
- (3) 職員の兼業に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 栄典及び表彰に関する事。
- (6) 職員の懲戒に関する事。
- (7) 宿日直に関する事。
- (8) 医師派遣室に関する事。
- (9) その他労務管理に関する事。

第14条 給与共済係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 給与関係予算の経理に関する事。
- (2) 給与及び諸手当の支給に関する事。
- (3) 所得税等の徴収に関する事。
- (4) 共済組合、社会保険及び雇用保険に関する事。

第14条の2 専門職員(安全衛生担当)は次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の健康管理に関する事。
- (2) 安全衛生委員会に関する事。
- (3) その他安全・衛生に関する事。

(研究支援課)

第15条 研究支援課にその事務を分掌させるため、次の3係を置く。

- (1) 研究企画係
- (2) 研究協力係
- (3) 産学連携係

第16条 研究企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する
こと。
- (2) 研究支援の企画立案に関すること。
- (3) 臨床研究に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) その他研究支援課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事
務に関すること。

第17条 研究協力係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究戦略に関すること。
- (2) 研究情報の公開・活用に関すること。
- (3) 競争的研究費等の申請及び報告に関すること。

(削除)

- (4) 研究不正防止に関すること。
- (5) その他研究協力に関すること。

第18条 産学連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究の受入れ等に関するこ
と。
- (2) 寄附講座に関すること。
- (3) 知的財産に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 利益相反に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(削除)

(削除)

- (5) その他産学連携に関すること。

- (1) 研究企画係
- (2) 研究協力係
- (3) 社会連携係

第16条 研究企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する
こと。
- (2) 研究支援の企画立案に関すること。
- (3) 臨床研究に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) その他研究支援課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事
務に関すること。

第17条 研究協力係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究戦略に関すること。
- (2) 研究情報の公開・活用に関すること。
- (3) 競争的資金等の申請及び報告に関すること。

(4) 科学研究費補助金等の申請及び報告に関すること。

(5) 研究不正防止に関すること。

(6) その他研究協力に関すること。

第18条 社会連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究の受入れ等に関するこ
と。
- (2) 寄附講座に関すること。
- (3) 知的財産に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 利益相反に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 地域住民等の生涯学習に関すること。

(6) 地域連携に関すること。

(7) その他産学連携に関すること。

(会計課)

第19条 会計課にその事務を分掌させるため、次の5係を置く。

- (1) 会計総務係
- (2) 財務企画係
- (3) 財務決算係
- (4) 出納係
- (5) 調達係

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(略)

(削除)

第23条・第24条 (略)

(削除)

(会計課)

第19条 会計課にその事務を分掌させるため、次の9係を置く。

- (1) 会計総務係
- (2) 財務企画係
- (3) 財務決算係
- (4) 出納係
- (5) 調達係

(6) 契約第一係

(7) 契約第二係

(8) 医療材料係

(9) 医薬品係

(略)

第23条 削除

第24条・第25条 (略)

第26条 契約第一係においては、次の事務をつかさどる（他の課、係及び栄養管理部の所掌に属する事務を除く。）。

(1) 契約室の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。

(2) 契約室に係る物件費予算の経理の総括に関すること。

(3) 政府調達契約に係る事務に関すること。

(4) 病院管理物品の取得、業務委託に係る役務等の契約に関すること。

(5) 支払債務計上に関すること。

(6) 物件費予算の経理に関すること。

(7) 入院患者の食材の購入及び検査に関すること。

(8) たな卸資産に関すること。

(9) 入院患者の食材の管理に関すること。

(10) その他契約室所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。

(削除)

第27条 契約第二係においては、次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属する事務を除く。）。

(1) 物件費予算の経理に関すること。

(2) 病院管理物品の取得、病院管理物品に係る役務等の契約に関すること。

(3) 支払債務計上に関すること。

(4) 病院管理物品の管理に関すること。

(5) 病院管理物品の処分及び貸借に関すること。

(6) 病院管理物品の減価償却に関すること。

(7) 病院損害賠償保険に関すること。

(削除)

第28条 医療材料係においては、次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属する事務を除く。）。

(1) 物件費予算の経理に関すること。

(2) 医療用材料の取得、役務等の契約に関すること。

(3) 支払債務計上に関すること。

(4) 医療用材料の管理に関すること。

(5) 医療用材料の処分及び貸借に関すること。

(6) たな卸資産に関すること。

(7) その他医療用材料に関すること。

(削除)

第29条 医薬品係においては、次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。

(1) 物件費予算の経理に関すること。

(2) 医療用医薬品・検査用試薬の取得、役務等の契約に関すること。

第25条～第30条（略）

（学生支援課）

第31条 学生支援課にその事務を分掌させるため、次の5係を置く。

- (1) 学生総務係
- (2) 看護学科事務係
- (3) 教育企画係
- (4) 教務係
- (5) 大学院・留学生係

第32条 学生総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 中期目標・中期計画，大学の教育研究活動等の点検及び評価のうち学生支援課の所掌に関する事。
- (2) 調査統計及び諸報告に関する事（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 学生生活に係わる相談に関する事。
- (4) 課外活動に関する事。
- (5) 新入生ガイダンスに関する事。
- (6) 課外活動施設・設備の管理及び使用に関する事。
- (7) 学生の福利厚生施設・設備の管理及び使用に関する事。
- (8) 入学料及び授業料の免除，又はその徴収猶予に関する事。
- (9) 各種奨学金に関する事。
- (10) 学生に係わる各種保険に関する事。
- (11) アルバイト情報に関する事。

(3) 支払債務計上に関する事。

(4) 医療用医薬品・検査用試薬の管理に関する事。

(5) たな卸資産に関する事。

(6) その他医療用医薬品・検査用試薬に関する事。

第30条～第35条（略）

（学生支援課）

第36条 学生支援課にその事務を分掌させるため、次の5係を置く。

- (1) 学生総務係
- (2) 看護学科事務係
- (3) 教育企画係
- (4) 教務係
- (5) 大学院・留学生係

第37条 学生総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 中期目標・中期計画，大学の教育研究活動等の点検及び評価のうち学生支援課の所掌に関する事。
- (2) 調査統計及び諸報告に関する事（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 学生生活に係わる相談に関する事。
- (4) 課外活動に関する事。
- (5) 新入生研修に関する事。
- (6) 課外活動施設・設備の管理及び使用に関する事。
- (7) 学生の福利厚生施設・設備の管理及び使用に関する事。
- (8) 入学料及び授業料の免除，又はその徴収猶予に関する事。
- (9) 各種奨学金に関する事。
- (10) 学生に係わる各種保険に関する事。
- (11) アルバイト情報に関する事。

- (12) 下宿及びアパート情報に関する事。
- (13) 更衣ロッカーの管理に関する事。
- (14) 遺失物及び拾得物に関する事。
- (15) 広報誌「かぐらおか」の発行に関する事。
- (16) 学生のキャリアプラン支援に関する事（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (17) 保健管理センターの事務に関する事。
- (18) 学友会に関する事。
- (19) その他学生支援課の所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関する事。

第33条 (略)

第34条 教育企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育センターの事務に関する事。
- (2) 教務に関する総括及び連絡調整に関する事。
- (3) 教育課程の編成に関する事。
- (4) 入学及び卒業に関する事。
- (5) 共用試験 (OSCE,CBT) に関する事。
- (6) 国家試験に関する事。
- (7) 教育方法等の改善に関する事。
- (8) 教務・厚生委員会等関係委員会に関する事。
- (9) 教務・厚生補導関係の諸規程に関する事。

(10) 授業評価に関する事。(新設)

第35条 教務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 修学指導に関する事。
- (2) 授業及び試験に関する事。
- (3) 休学、転学、退学、除籍及び懲戒に関する事。

- (12) 下宿及びアパート情報に関する事。
- (13) 更衣ロッカーの管理に関する事。
- (14) 遺失物及び拾得物に関する事。
- (15) 広報誌「かぐらおか」の発行に関する事。
- (16) 学生のキャリアプラン支援に関する事（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (17) 保健管理センターの事務に関する事。
- (18) 学友会に関する事。
- (19) その他学生支援課の所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関する事。

第38条 (略)

第39条 教育企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育センターの事務に関する事。
- (2) 教務に関する総括及び連絡調整に関する事。
- (3) 教育課程の編成に関する事。
- (4) 入学及び卒業に関する事。
- (5) 共用試験 (OSCE,CBT) に関する事。
- (6) 国家試験に関する事。
- (7) 教育方法等の改善に関する事。
- (8) 教務・厚生委員会等関係委員会に関する事。
- (9) 教務・厚生補導関係の諸規程に関する事。

第40条 教務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 修学指導に関する事。
- (2) 授業及び試験に関する事。
- (3) 休学、転学、退学、除籍及び懲戒に関する事。

- (4) 聴講生，特別聴講学生，科目等履修生等に関する事。
- (5) 学業成績の記録及び管理に関する事。
- (6) 学籍簿の記録及び管理に関する事。
- (7) 学生証の発行に関する事。
- (8) 各種証明書の発行に関する事。
- (9) 学士の学位に関する事。

(削除)

- (10) 単位互換に関する事。
- (11) 非常勤講師に関する事。
- (12) 医学チュートリアルに関する事。
- (13) 早期体験実習に関する事。
- (14) 臨床実習に関する事。
- (15) 臨地看護学実習に関する事。
- (16) 関連教育病院に関する事。
- (17) 実習教育関係の委員会に関する事。

(削除)

第36条 大学院・留学生係においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 大学院に係る前条第1号から第8号までに掲げる事務に関する事。
- (2) 大学院に係る教育課程の編成に関する事。
- (3) 研究生及び特別研究学生等に関する事。
- (4) 外国人留学生に関する事。
- (5) 修士，博士の学位に関する事。
- (6) 学位論文に関する事。
- (7) ティーチング・アシスタントに関する事。
- (8) 大学院関係の委員会に関する事。

- (4) 聴講生，特別聴講学生，科目等履修生等に関する事。
- (5) 学業成績の記録及び管理に関する事。
- (6) 学籍簿の記録及び管理に関する事。
- (7) 学生証の発行に関する事。
- (8) 各種証明書の発行に関する事。
- (9) 学士の学位に関する事。

(10) 授業評価に関する事。

- (11) 単位互換に関する事。
- (12) 非常勤講師に関する事。
- (13) 医学チュートリアルに関する事。
- (14) 早期体験実習に関する事。
- (15) 臨床実習 (地域医療実習を含む。)に関する事。
- (16) 臨地看護学実習に関する事。
- (17) 関連教育病院に関する事。
- (18) 実習教育関係の委員会に関する事。
- (19) 受託実習生等に関する事。

第41条 大学院・留学生係においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 大学院に係る前条第1号 及び第3号から第8号までに掲げる事務に関する事。
- (2) 教育課程の編成 及び授業に関する事。
- (3) 研究生及び特別研究学生等に関する事。
- (4) 外国人留学生に関する事。
- (5) 修士，博士の学位に関する事。
- (6) 学位論文に関する事。
- (7) ティーチング・アシスタントに関する事。
- (8) 大学院関係の委員会に関する事。

第37条～第42条（略）

（経営企画課）

第43条 経営企画課にその事務を分掌させるため、次の7係及び専門職員（業務効率化・最適化担当）を置く。

- (1) 病院総務係
- (2) 臨床研修係
- (3) 経営戦略係
- (4) 医療情報係
- (5) 病院契約係
- (6) 医療材料係（新設）
- (7) 医薬品係（新設）

第44条 病院総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院の庶務事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 病院運営委員会，病院長補佐会議，医長連絡会その他の会議に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 病院の調査統計その他諸報告に関すること。
- (4) 病院長秘書に関すること。
- (5) 病院に係る諸規程に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。（新設）
- (6) 病院の評価に関すること。（新設）
- (7) 病院に係る個人情報に関すること。（新設）
- (8) 病院に係る国及び地方公共団体との連絡調整に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。（新設）
- (9) その他経営企画課所掌の事務のうち，他の係の所掌に属しない事務に関すること。

第45条 臨床研修係においては、次の事務をつかさどる。

第42条～第47条（略）

（経営企画課）

第48条 経営企画課にその事務を分掌させるため、次の5係並びに専門職員（経営戦略担当）及び専門職員（業務効率化・最適化担当）を置く。

- (1) 病院庶務係
- (2) 病院企画係
- (3) 経営管理係
- (4) 医療情報係
- (5) 診療情報管理係

第49条 病院庶務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院の庶務事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 病院運営委員会，病院長補佐会議，医長連絡会その他の会議に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 病院の調査統計その他諸報告に関すること。
- (4) 病院長秘書に関すること。
- (5) その他経営企画課所掌の事務のうち，他の係の所掌に属しない事務に関すること。

第50条 病院企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研修医及び卒後臨床研修プログラムに関すること。
- (2) 卒後臨床研修関係の各種申請等の事務に関すること。
- (3) 研修管理委員会に関すること。
- (4) 卒後臨床研修センターに関すること。
- (5) 専門医育成・管理センターに関すること。
- (6) 受託実習生等に関すること。

(7) その他卒後臨床研修に関すること。 (新設)

第46条 経営戦略係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院収入に係るデータの収集及び検証に関すること。
- (2) 病院収入に係るデータの整理、保管及び提供に関すること。
- (3) 病院費用に係るデータの収集及び検証に関すること。
- (4) 病院費用に係るデータの整理保管及び提供に関すること。
- (5) 病院管理会計システムの運用に関すること。

(6) 本院の医業収支に係る経営分析に関すること。 (新設)

(7) 本院の経営改善の方策に係る提案、調査及び連絡調整に関すること。 (新設)

(8) その他病院の経営戦略に関すること。 (新設)

第47条 医療情報係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医事情報システムについての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 医療情報用電子計算機（以下「電算機」という。）による情報収集と解析に関すること。
- (3) 電算機の利用に係る企画立案に関すること。
- (4) 電算機の利用に係る調査及び分析に関すること。

(削除)

- (1) 病院に係る諸規程に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 医療法関係法令に基づく申請等に関すること。
- (3) 病院の評価に関すること。
- (4) 病院の広報に関すること。
- (5) 病院に係る個人情報に関すること。
- (6) 病院に係る国及び地方公共団体との連絡調整に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。

第51条 経営管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院収入に係るデータの収集及び検証に関すること。
- (2) 病院収入に係るデータの整理、保管及び提供に関すること。
- (3) 病院費用に係るデータの収集及び検証に関すること。
- (4) 病院費用に係るデータの整理保管及び提供に関すること。
- (5) 病院管理会計システムの運用に関すること。

第52条 医療情報係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療情報及び医事情報システムについての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 医療情報用電子計算機（以下「電算機」という。）による情報収集と解析に関すること。
- (3) 電算機の利用に係る企画立案に関すること。
- (4) 電算機の利用に係る事務の調査及び分析に関すること。
- (5) 電算機による事務処理に必要なシステム分析、設計及びプログ

(6) 電算機並びに周辺機器等の維持管理に関すること。

(7) 電算機の利用に係るデータ及びファイルの管理に関すること。

第48条 病院契約係においては、次の事務をつかさどる（他の課、係及び栄養管理部の所掌に属する事務を除く。）。

(1) 契約室の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。

(2) 契約室に係る物件費予算の経理の総括に関すること。

(3) 政府調達契約に係る事務に関すること。

(4) 病院管理物品の取得、業務委託に係る役務等の契約に関すること。

(5) 支払債務計上に関すること。

(6) 物件費予算の経理に関すること。（新設）

(7) 入院患者の食材の購入、検査及び管理に関すること。（新設）

(8) たな卸資産に関すること。（新設）

(9) 病院管理物品の管理に関すること。（新設）

(10) 病院管理物品の処分及び貸借に関すること。（新設）

(11) 病院管理物品の減価償却に関すること。（新設）

(12) 病院損害賠償保険に関すること。（新設）

(13) その他契約室所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。（新設）

第49条 医療材料係においては、次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属する事務を除く。）。

(1) 物件費予算の経理に関すること。

(2) 医療用材料の取得、役務等の契約に関すること。

(3) 支払債務計上に関すること。

ラミングに関すること。

(6) 電算機並びに周辺機器等の維持管理及び運転操作に関すること。

(7) 電算機の利用に係るデータ及びファイルの管理に関すること。

第53条 診療情報管理係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 診療記録等の管理に関すること。

(2) 診療記録等の監査に関すること。

(3) 院内がん登録に関すること。

(4) 国際疾病分類（ICD-10）に関すること。

(5) 病院評価指標に関すること。

第54条 専門職員（経営戦略担当）は次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。

(1) 本院の医業収支に係る経営分析に関すること。

(2) 本院の経営改善の方策に係る提案、調査及び連絡調整に関すること。

(3) その他病院の経営戦略に関すること。

- (4) 医療用材料の管理に関すること。 (新設)
- (5) 医療用材料の処分及び貸借に関すること。 (新設)
- (6) たな卸資産に関すること。 (新設)
- (7) その他医療用材料に関すること。 (新設)

第50条 医薬品係においては、次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。(新設)

- (1) 物件費予算の経理に関すること。 (新設)
- (2) 医療用医薬品・検査用試薬の取得、役務等の契約に関すること。
- (3) 支払債務計上に関すること。 (新設)
- (4) 医療用医薬品・検査用試薬の管理に関すること。 (新設)
- (5) たな卸資産に関すること。 (新設)
- (6) その他医療用医薬品・検査用試薬に関すること。 (新設)

第51条 専門職員（業務効率化・最適化担当）は次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。

- (1) 医療DXの推進などの病院業務の効率化・最適化に係る提案、調査及び連絡調整に関すること。
- (2) 遠隔医療の運用支援に関すること。
- (3) その他経営企画課所掌の事務のうち、特に命ぜられた事項に関すること。
(医療支援課)

第52条 医療支援課にその事務を分掌させるため、次の8係を置く。

- (1) 医療支援係
- (2) 地域連携係
- (3) 社会福祉係
- (4) 入院支援係
- (5) 医療安全係

第54条の2 専門職員（業務効率化・最適化担当）は次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。

- (1) 医療DXの推進などの病院業務の効率化・最適化に係る提案、調査及び連絡調整に関すること。
- (2) 遠隔医療の運用支援に関すること。
- (3) その他経営企画課所掌の事務のうち、特に命ぜられた事項に関すること。
(医療支援課)

第55条 医療支援課にその事務を分掌させるため、次の8係を置く。

- (1) 医療支援係
- (2) 地域連携係
- (3) 社会福祉係
- (4) 入院支援係
- (5) 医療安全係

(削除)

(削除)

(削除)

第53条 医療支援係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する
こと。
- (2) 社会保険等の診療契約に関すること。
- (3) 先進医療に関すること。
- (4) 治験に係る診療費に関すること。
- (5) 病院の医療支援に係る諸規程に関すること。

(削除)

(6) 患者の苦情相談に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。

(7) 病院内の案内に関すること。

(8) 病院におけるボランティア活動に関すること。

(9) ファミリーハウスに関すること。

(10) 病院ライブラリーに関すること。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(11) その他医療支援課所掌の事務のうち、他の係に属しない事務
に関すること。

第54条 地域連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域の医療機関等との連携に関すること（他の係の所掌に属す
るものを除く。）。

(6) 入院係

(7) 外来係

(8) 収納係

第56条 医療支援係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する
こと。
- (2) 社会保険等の診療契約に関すること。
- (3) 先進医療に関すること。
- (4) 治験に係る診療費に関すること。
- (5) 病院の診療に係る諸規程に関すること。

(6) 診療情報の提供に関すること。

(7) 患者の苦情相談に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。

(8) 病院内の案内に関すること。

(9) 病院におけるボランティア活動に関すること。

(10) ファミリーハウスに関すること。

(11) 病院ライブラリーに関すること。

(12) 高難度医療管理センターに関すること。

(13) 高難度新規医療技術の提供に関すること。

(14) 看護師特定行為研修修了後の特定行為の実施に関すること。

(15) その他医療の安全管理に関すること（他の係の所掌に属する
ものを除く。）。

(16) その他医療支援課所掌の事務のうち、他の係に属しない事務
に関すること。

第57条 地域連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域の医療機関等との連携に関すること（他の係の所掌に属す
るものを除く。）。

(2) 患者の公費負担医療に係る手続に関する事。

(3) 患者に係る諸証明の発行に関する事。(新設)

(4) 入退院患者の受付に関する事。(新設)

第55条 社会福祉係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 患者の社会的、経済的問題等の相談に関する事。
- (2) 地域の保健医療、福祉機関等との連携に関する事。
- (3) 退院援助に関する事。

第56条 入院支援係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病床の適正な管理に関する事。
- (2) 入院支援に関する事。
- (3) 医師事務作業補助に関する事。

第57条 医療安全係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療の安全管理に関する事。
- (2) 医事紛争に関する事。
- (3) インシデントに係る医療相談、苦情等に関する事。
- (4) 病院損害賠償保険に関する事。
- (5) 医療事故の報告に関する事。
- (6) 感染対策に関する事。

第58条 専門職員(医療支援担当)は次の事務をつかさどる。

- (1) 高難度医療管理センターに関する事(他の課及び係の所掌に属するものは除く。)
- (2) 看護師特定行為研修修了後の特定行為の実施に関する事(他の課及び係の所掌に属するものは除く。)
- (3) その他医療支援課所掌の事務のうち、特に命ぜられた事項に関する事。

(削除)

(2) 患者の公費負担医療に係る手続に関する事。

第58条 社会福祉係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 患者の社会的、経済的問題等の相談に関する事。
- (2) 地域の保健医療、福祉機関等との連携に関する事。
- (3) 退院援助に関する事。

第59条 入院支援係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病床の適正な管理に関する事。
- (2) 入院支援に関する事。
- (3) 医師事務作業補助に関する事。

第60条 医療安全係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療の安全管理に関する事。
- (2) 医事紛争に関する事。
- (3) インシデントに係る医療相談、苦情等に関する事。
- (4) 病院損害賠償保険に関する事。
- (5) 医療事故の報告に関する事。
- (6) 感染対策に関する事。

第61条 入院係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入院患者の保険診療等の診療報酬の審査に関する事。
- (2) 入院患者の保険診療等の診療報酬の請求及び査定に関する事。
- (3) 国保連合会との連絡調整に関する事。
- (4) 入退院患者の受付に関する事。

- (削除)
- (削除)
- (削除)
- (削除)
- (削除)

(医事課) (新設)

第59条 医事課にその事務を分掌させるため、次の3係を置く。

- (1) 収納係
- (2) 診療報酬係
- (3) 診療情報管理係

- (削除)
- (削除)
- (削除)
- (削除)
- (削除)

第60条 収納係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医事課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。
(新設)
- (2) 病院の診療に係る諸規程に関すること。(新設)
- (3) 診療費の収納、保管及び払込みに関すること。
- (4) 診療費の債権管理に関すること。
- (5) 診療費の調査決定に関すること。
- (6) 診療費に係る諸証明に関すること。

- (5) 入院患者の診療費の算定に関すること。
- (6) 入院患者の諸料金納付書の発行に関すること。
- (7) 入院患者の診療報酬明細書等の作成に関すること。
- (8) 包括評価に係る調査及び連絡調整に関すること。
- (9) 患者に係る諸証明の発行に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)

第62条 外来係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外来患者の保険診療等の診療報酬の審査に関すること。
- (2) 外来患者の保険診療等の診療報酬の請求及び査定に関すること。
- (3) 支払基金等との連絡調整に関すること。
- (4) 外来患者の受付に関すること。
- (5) 外来患者の診療費の算定に関すること。
- (6) 外来患者の諸料金納付書の発行に関すること。
- (7) 外来患者の診療報酬明細書等の作成に関すること。
- (8) 患者に係る諸証明の発行に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)

第63条 収納係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 診療費の収納、保管及び払込みに関すること。
- (2) 診療費の債権管理に関すること。
- (3) 診療費の調査決定に関すること。
- (4) 診療費に係る諸証明に関すること。

- (7) 診療費の督促等に関する事。
- (8) その他病院収入に関する事。
- (9) その他医事課所掌の事務のうち、他の係に属しない事務に関する事。(新設)

第61条 診療報酬係においては、次の事務をつかさどる。(新設)

- (1) 入院患者及び外来患者の保険診療等の診療報酬の審査に関する事。
- (2) 入院患者及び外来患者の保険診療等の診療報酬の請求及び査定に関する事。
- (3) 入院患者及び外来患者の診療費の算定に関する事。
- (4) 入院患者及び外来患者の諸料金納付書の発行に関する事。
- (5) 入院患者及び外来患者の診療報酬明細書等の作成に関する事。
- (6) 包括評価に係る調査及び連絡調整に関する事。
- (7) 外来患者の受付に関する事。
- (8) 国保連合会及び支払基金等との連絡調整に関する事。

第62条 診療情報管理係においては、次の事務をつかさどる。(新設)

- (1) 診療記録等の管理に関する事。
- (2) 診療記録等の監査に関する事。
- (3) 院内がん登録に関する事。
- (4) 国際疾病分類 (ICD-10) に関する事。
- (5) 病院評価指標に関する事。

第63条 専門職員 (診療情報管理担当) は次の事務をつかさどる。(新設)

- (1) 診療記録等の管理に関する事 (他の課及び係の所掌に属するものは除く。)。

- (5) 診療費の督促等に関する事。
- (6) その他病院収入に関する事。

(2) 診療情報の提供に関すること（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。

(3) その他医事課所掌の事務のうち、特に命ぜられた事項に関する
こと。（新設）

附 則

この規程は、令和6年9月30日から施行し、改正後の旭川医科大学事
務局事務分掌規程は、令和6年8月1日から適用する。

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。